
プロジェクト

項目 第 22 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 22 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 10 月 2 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 22 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

聞かれた意見

IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見（審議事項 A2 関連）

「バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び機会の範囲の再評価」に対する意見（審議事項 A2-1 関連）

2. 特段の意見は聞かれなかった。

「異なる報告期間の情報の使用」に対する意見（審議事項 A2-2 関連）

3. 方向性について賛成である。例えば、スコープ 3 の温室効果ガス排出を測定する際には、活動量に排出係数を乗じて測定することが想定される。ここで用いる情報のうち、活動量は報告企業における情報、排出係数はバリュー・チェーン上の企業からの情報を用いる場合がある。このような測定において、報告企業における活動量情報と、バリュー・チェーン上の企業からの排出係数情報とが同じ報告期間を対象としたものであるべきかどうかを明確化するような、規範性のないガイダンスを提供することが考えられる。
4. 「重大な事象又は環境の変化」について、具体的にどのような場合を想定しているのかについて、追加的な説明が必要ではないか。

「温室効果ガス排出量の表示単位」に対する意見（審議事項 A2-3 関連）

5. 温室効果ガス排出量に関する情報については、一般的な情報ニーズとして、4 桁程度の有効桁数が求められることが多いと認識している。そのため、キロ・トン単位

とメガ・トン単位で表示する目安は、今回提案されている 10 万トンと 1 億トンではなく、それぞれ 100 万トンと 10 億トンとするのがよいかもしれない。

6. 利用者の観点からは、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量の合計だけを見ることは少なく、企業の状況に合わせて、焦点を当てるポイントは異なる。そういったことを踏まえて、開示される温室効果ガス排出量の有効桁数を慎重に想定し、目安を定めることが適切である。

「CO₂相当量に変換した温室効果ガスの集約」に対する意見（審議事項 A2-4 関連）

7. 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の地球温暖化係数を用いるという提案に賛成である。デュー・プロセスの観点からは、IPCC の地球温暖化係数は科学的知見に基づくものであり、正確性は非常に高いため、その地球温暖化係数を用いることの適切性を改めて当委員会で審議することの必要性は乏しいと考える。そのため、当委員会が開発する開示基準においては、報告期間の末日において利用可能な最新の地球温暖化係数を用いる点を明確にすることで足りると考える。

「GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係」に対する意見（審議事項 A2-5 関連）

8. 特に小規模な企業にとって、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下、「温対法等」という。）で要求される報告の期限を早めることは困難を伴う。作成者の企業規模や排出量の多寡などの規準を設け、メリハリのある要求事項とすることを検討すべき。
9. 案 2 に賛成である。作成者の負担は理解するものの、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の報告対象期間は可能な限り近づけるべきである。期間のずれが 12 か月を超える情報を用いるのは、ずれの期間が大きく適切ではないと考える。
10. 案 1 又は案 2 のいずれかを原則とするものの、実務上の配慮の観点から、一定の条件により例外を設けることも一案である。その中では、例えば案 2 を原則とするものの、対応が困難な企業に対しては、案 1 のように報告期間のずれを 12 か月以上容認することも考えられる。
11. 当委員会の開発する開示基準に関する公開草案においてパブリック・コメントを求める際には、この定め趣旨を明確に伝えた上で、さまざまな企業の状況を踏まえた意見を求めるのがよいと考える。

12. 利用者の情報ニーズを満たすためには、報告期間のずれをなるべく小さくすることが適切であり、案2を原則とすべきである。仮に12か月以上のずれを容認した場合、つながりのある情報の観点からも、重要な指標の1つである温室効果ガス排出量に関して、財務諸表と報告期間の重なりがない情報を用いることは適切でないと考える。ただし、実務上の配慮として例外を設けることもあり得ると考える。
13. 作成者に対する実務上の配慮から、案1を採用することも考えられるが、その場合は追加的な開示を求め、どのような情報を用いているのかを作成者が利用者に伝えるべきであると考ええる。
14. そもそも温対法等に基づく測定を行うこと自体が、GHGプロトコルに従った測定という原則からの例外措置として認められていることから考えると、その上さらに例外を設けることには違和感がある。仮に設けるとしても一定期間の経過措置とすべきであり、経過措置の対象期間が数年にわたる想定であれば、対象となる企業を限定すべきである。
15. 別紙2におけるGHGプロトコルと温対法等との主な異同を踏まえると、温対法等はGHGプロトコルに概ね内包されているように見える。この観点から、測定方法自体に大きな差異は存在しないように見え、必ずしも温室効果ガス排出量を区分して開示する必要はないかもしれない。
16. 海外子会社の温室効果ガス排出量について、測定方法が異なるために区分して開示することになる可能性があるが、各子会社がどのような法令に基づいてどのように測定しているかなど、情報を集約して把握することが実務的な困難を伴う場合があり、またどのような開示を行うことをイメージしているのか、追加的な説明が必要である。
17. 当局へ提出済みのものではなく、当局に提出する予定の情報を用いることは適切ではないと考える。情報が一度開示されると、すぐにそれが広く流通し、利用者はそれに基づいて意思決定を行う。実際に当局に提出した情報が、開示した情報と結果的に異なる場合には、利用者に対して混乱をもたらす可能性がある。

以上